

飛島村第5期障害福祉計画
・第1期障害児福祉計画
(素案)

平成30年3月
飛島村

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 飛島村としての考え方.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画策定にあたっての留意点.....	5
6 障害福祉計画・障害児福祉計画と障害者計画の関係.....	5
第 2 章 飛島村を取り巻く現状と課題	6
1 障がいのある人を取り巻く状況.....	6
2 障がい福祉サービスの提供状況.....	9
3 障害者福祉計画の評価及び課題.....	16
第 3 章 障がい福祉サービスの見込量と成果目標	20
1 障がい福祉サービスの見込量.....	20
2 障がい児福祉サービスの見込量.....	29
3 平成 32 年度における目標値.....	39
第 4 章 計画の推進	42
1 計画実施の留意点及び推進体制の概要.....	42
2 障害福祉計画・障害児福祉計画推進への P D C A サイクルの活用.....	44

「障がい」の表記について

本村では、障がいのある方々やご家族、関係団体の方々のお気持ちを尊重したいと考えております。

また、併せて村民の障がいのある方への理解を深めていただくことを目的として、本計画においては、障害の「害」という漢字の表記について、法令の名称や団体・施設等の固有名詞を除き、ひらがな表記をしています。

1 計画策定の趣旨

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国では、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」を施行されました。平成 28 年 5 月には、障がい福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

飛島村（以下本村）では、平成 27 年 3 月に「飛島村 第 3 次障害者福祉計画 第 4 期障害福祉計画」を策定し、各施策の推進に努めてきました。平成 29 年度には、「障害者総合支援法」に基づく「第 4 期障害福祉計画」の計画期間が終了することから、国の法制度改革の動向をはじめ、本村の障がい者福祉を取

り巻く現状や課題を踏まえ、「第5期障害福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

本計画は、障害者総合支援法による法定計画で、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らせるように、利用者が増加している障がい福祉サービス等について、国が定める基本指針に基づき、本村における数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。

また、障がい児支援の提供体制を計画的に確保するため、障がい児支援地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援が必要とされており、本計画は児童福祉法による法定計画として、障がい児についてのサービスについての整備方針を示す障害児福祉計画を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

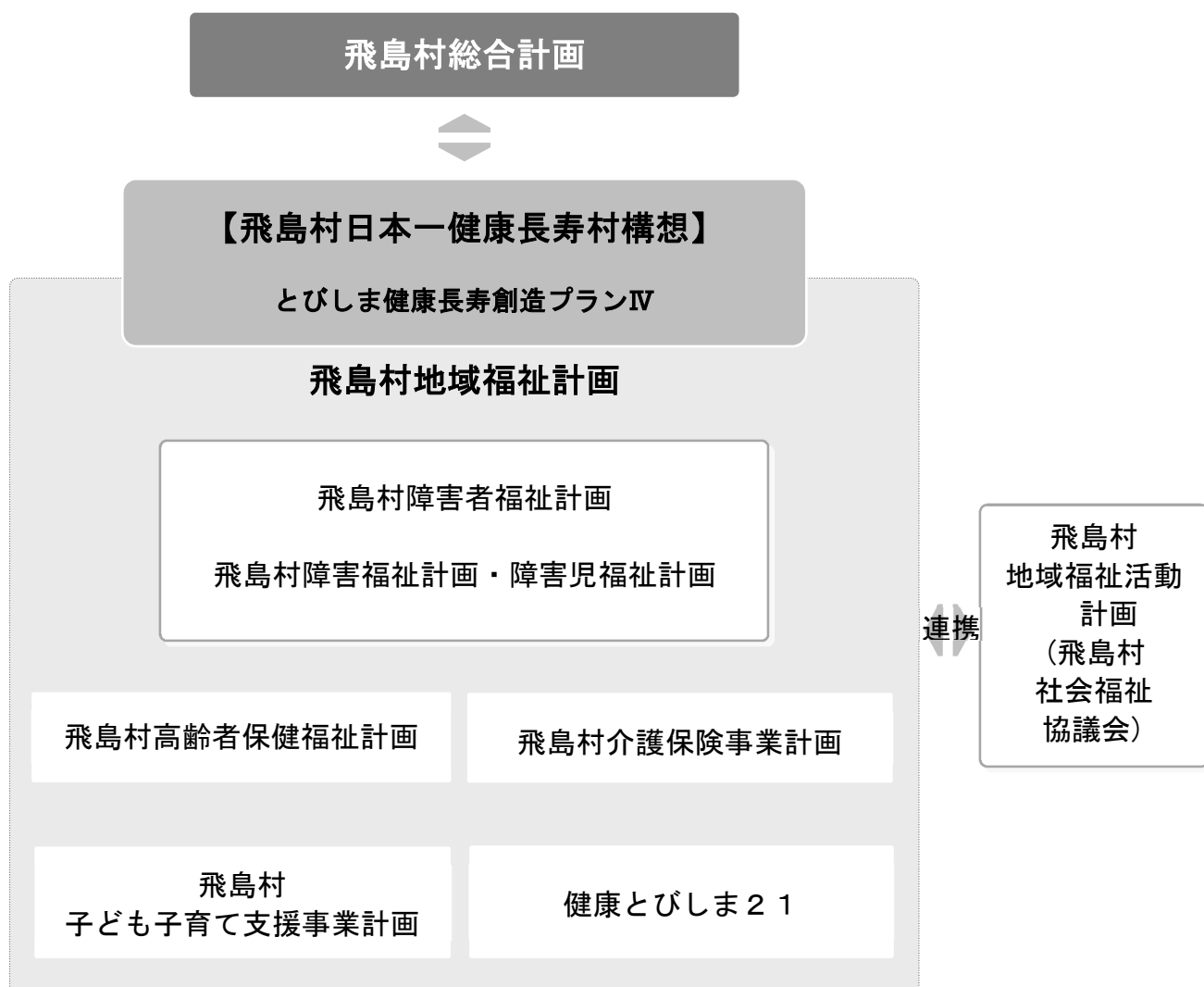
<法的位置づけ>

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の提供体制の策定が義務付けられている計画です。

策定にあたり、国の定める基本方針に即することが規定されており、本村の実情を反映した計画として策定します。

<村の上位・関連計画との位置づけ>

本村のむらづくりの基本方針である第 4 次飛島村総合計画を上位計画とし、本村の障がい者施策の基本指針である「飛島村障害者福祉計画」はじめ、他の関連計画との整合性を図り策定します。



3 飛鳥村としての考え方

本計画は、次の3つの考え方を基に策定し、本村の障がい児・者施策を総合的に支援します。

① 障がいのある方の地域生活移行と社会参加を促進すること

グループホームなどに住むことや、一般就労することなど地域で安心して生活ができる環境を整備します。また、障がいのある方も地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを目指します。

② 本村の実情にあった障害総合支援制度を充実すること

本村の障がい児・者と家族および福祉事業所などの意見を聞いて、近隣の自治体等関係機関と連携・調整し、必要な総合支援を行います。

③ 子どもから大人まで身体・知的・精神・難病・発達障がいの総合的な支援を行うこと

ライフステージや障がいの種別を問わず個々の状況に応じた総合支援を充実します。

4 計画の期間

第5期障害福祉計画は、第4期計画（平成27年3月策定）の検証・評価をふまえて必要な見直しを行い、サービス基盤整備等に係る平成32年度末の目標値や平成30年度から平成32年度までの障害福祉サービス等の見込み量を設定します。計画期間は障害福祉計画、障害児福祉計画ともに3年間とします。

なお、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
第4期 障害福祉計画			第5期 障害福祉計画						
			第1期 障害児福祉計画						
第3次障害者福祉計画									

5 計画策定にあたっての留意点

〔 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主なポイント 〕

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害に対応した地域包括ケアシステム
- 就労定着に向けた支援
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障害者支援の一層の充実

6 障害福祉計画・障害児福祉計画と障害者計画の関係

飛島村障害者福祉計画

◎根拠法令

障害者基本法（第 11 条第 3 項）

◎位置づけ

障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画

◎計画期間

※第 1 次：平成 10 年度～平成 18 年度

※第 2 次：平成 19 年度～平成 26 年度

※第 3 次：平成 27 年度～平成 36 年度

飛島村障害福祉計画 飛島村障害児福祉計画

◎根拠法令

・障害者総合支援法（第 88 条）

・児童福祉法（第 33 条の 20）

◎位置づけ

障がい者（児）福祉サービス等の量と提供体制確保に関する計画

◎計画期間

<障害福祉計画>

※第 1 期：平成 18 年度～平成 20 年度

※第 2 期：平成 21 年度～平成 23 年度

※第 3 期：平成 24 年度～平成 26 年度

※第 4 期：平成 27 年度～平成 29 年度

※第 5 期：平成 30 年度～平成 32 年度

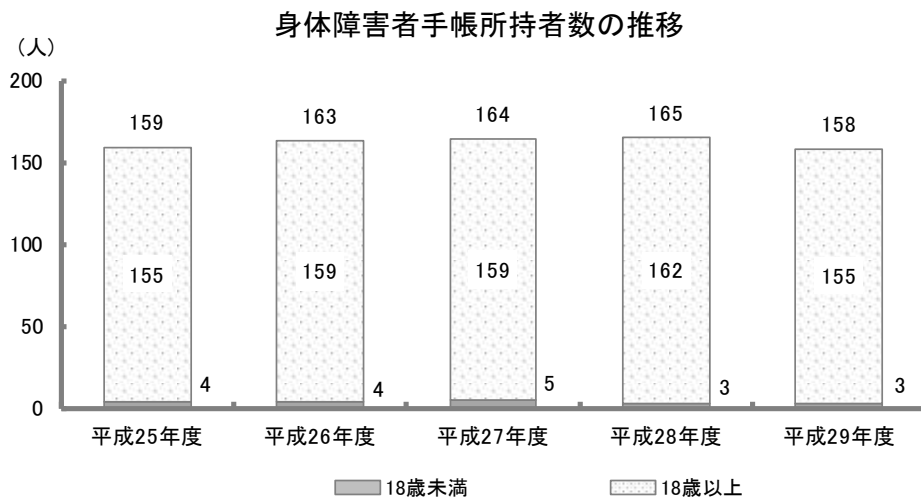
<障害児福祉計画>

※第 1 期：平成 30 年度～平成 32 年度

1 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

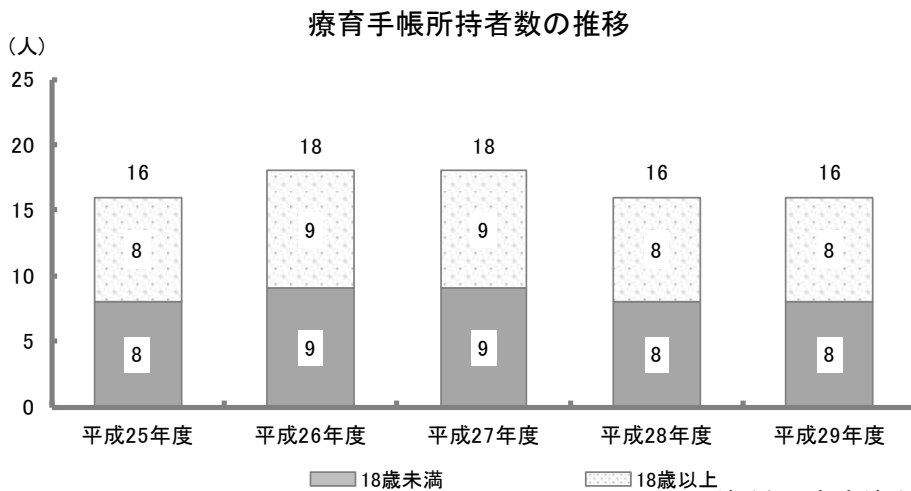
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29年度で158人となっており、平成28年度までは増加傾向でしたが、平成29年度で減少しています。



資料：庁内資料

(2) 療育手帳所持者数の推移

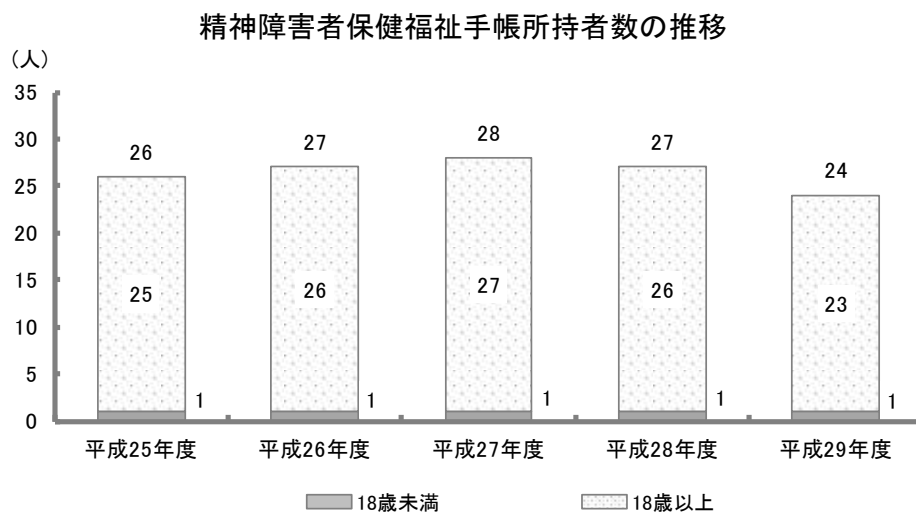
療育手帳所持者数の推移をみると、平成25年度以降16～18人の間で推移しています。



資料：庁内資料

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

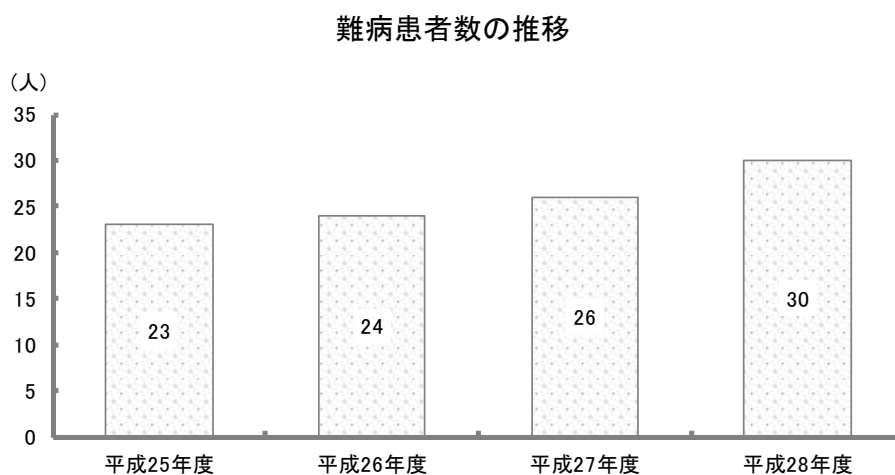
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 29 年度は 24 人となっており、平成 27 年度以降減少傾向となっています。



資料：庁内資料

(4) 難病患者数の推移

難病患者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 28 年度で 30 人となっています。



※平成 29 年度は未確定

資料：庁内資料

(5) 療育教室（きらきら教室）参加者数の推移

療育教室（きらきら教室）参加者数の推移をみると、年々増加しており、平成28年度で32人となっています。

療育教室（きらきら教室）参加者数の推移

(単位：人)

区 分	2 歳児	3、4 歳児	5 歳児	肢体	合計
平成 25 年度	9	4			13
平成 26 年度	8	9			17
平成 27 年度	9	15			24
平成 28 年度	11	10	8	3	32
平成 29 年度	12	9	4		25

※平成29年度については、9月末現在

2 障がい福祉サービスの提供状況

(1) 障がい福祉サービスの実績

① 訪問系サービス

サービス名		内容
訪問系サービス	居宅介護	ホームヘルパーによる自宅での家事援助や身体介護
	重度訪問介護	重度身体障がい者が利用する長時間の介護で、外出の支援などを含む
	行動援護	知的障がい者や精神障がい者の外出等に付き添うなどの行動の援護(知的障がい者等ガイドヘルパー)
	同行援護	視覚障がい者等の外出等に付き添うなどの行動の援護(視覚障がい者ガイドヘルパー)
	重度障害者等包括支援	ALS患者(全身が動かなくなる難病)等のように非常に重度の障がい者が利用する長時間の介護

サービス利用について増加見込みでしたが、利用者数、利用時間共に、概ね一定となっています。

訪問系サービス

(単位：上段 時間、下段 人)

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系サービス全体 居宅介護 同行援護 行動援護等	利用量	40	32	40	30	60	51
	実利用者	3	2	2	2	4	4

※平成 29 年度については実績見込み。以下同じ。

資料：庁内資料

② 日中活動系サービス

サービス名		内容	
日中活動系サービス	生活介護	日中、施設において生活の支援や身体介護を受ける	
	自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う	
	就労移行支援	一般就労等への移行に向けた実習や求職活動、職場定着の支援	
	就労継続支援	一般企業等で働くことが困難な人に、就労の場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う	
		就労継続支援(A型)	雇用契約を結び、施設内で就労や訓練を行う
		就労継続支援(B型)	障がい者が施設内で就労を続けることを支援
	短期入所(ショートステイ)	一時的に施設に宿泊し介助・介護を受ける	
	療養介護	常時介護、医療的ケアを要する障がい者の介護サービス	

就労継続支援(B型)の利用者数、利用時間は、平成28年度で、利用者数、利用時間ともに実績値が計画値を上回っています。また、就労継続支援(A型)では、平成27年度から平成28年度で、利用者数、利用時間ともに実績値は減少していますが、一般就労へステップアップした方等によるものです。

近隣市町村における就労系事業所の増加に伴い、就労系サービス利用者が徐々に増加しています。

日中活動系サービス

(単位：上段 人日、下段 人)

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	利用量	168	132	168	132	189	154
	実利用者	8	6	8	6	9	7
自立訓練 (機能訓練)	利用量	0	0	0	0	0	0
	実利用者	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用量	0	0	0	0	0	0
	実利用者	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	利用量	0	0	22	0	44	20
	実利用者	0	0	1	0	2	1
就労継続 支援(A型)	利用量	54	66	54	19	72	40
	実利用者	3	3	3	1	4	2
就労継続 支援(B型)	利用量	76	63	76	102	95	152
	実利用者	4	3	4	6	5	8

日中活動系サービス

(単位：上段 人日、下段 人)

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
短期入所 (福祉型)	利用量	10	0	10	7	15	18
	実利用者	2	0	2	1	3	2
短期入所 (医療型)	利用量	10	0	10	0	15	7
	実利用者	2	0	2	0	3	1
療養介護	実利用者	1	1	1	1	1	1

資料：庁内資料

③ 居住系サービス

サービス名		内容
居住系 サービス	共同生活援助 (グループホーム)	支援等を受けながら、障がい者が数人で生活する
	施設入所支援	重度の障がい者が施設に入所して、夜間の生活介護等を受ける

共同生活援助、施設入所支援では、計画値と実績値はほぼ一致しています。

村内に居住系サービス提供事業所がない為、住み慣れた地域で生活できるよう、共同生活援助事業所の開所が望まれます。

居住系サービス

(単位：人)

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活 援助	実利用者	3	2	3	2	3	2
施設入所 支援	実利用者	6	6	6	6	5	6

資料：庁内資料

④ 相談支援

サービス名		内容
相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用するすべての障がい者、又は障がい児を対象として、サービス等利用計画の作成やモニタリングなどケアマネジメントを行う
	地域移行支援	施設に入所している障がい者、又は精神科病院等に入院している精神障がい者を対象として、地域での生活に移行するための活動に関する相談等を行う。退所・退院後6か月を支援の期間(更新あり)とする
	地域定着支援	居宅で単身、又は家族等による支援を受けにくい障がい者を対象として、常時の連絡・支援体制を確保するもので、1年間を支援の期間(更新あり)とする

計画相談支援では、平成 28 年度で、利用者数の実績値が計画値を上回っています。

地域移行・地域定着支援は、利用実績はありません。本村では、病院入院者等の絶対数が少なく、また村内・近隣市町村においてもサービス提供事業所が不足している状況です。

相談支援

(単位：人)

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	実利用者	2	2	2	3	4	3
地域移行支援	実利用者	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	実利用者	0	0	0	0	1	0

資料：庁内資料

⑤ 障がい児支援

サービス名		内容
障がい児 サービス	児童発達支援	障害児通園施設などへの通所
	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等のデイサービス
	保育所等訪問支援	児童指導員や保育士などの保育所訪問による支援
	医療型児童発達支援	医療型児童発達支援施設への通所
	障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成やモニタリング

障がい児支援サービスの利用実績をみると、概ね一定の利用が継続しています。

障がい児の子育てに関する保護者のニーズが多様化する中、障害児計画相談を通じて、障がい児の個性に合った生活支援や将来の希望を見据え、適切な支援へつなげることが重要です。

障がい児支援

(単位：上段 人日、下段 人)

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達 支援	利用日数	0	0	0	0	0	8
	実利用者	0	0	0	0	0	1
放課後等 デイサービス	利用日数	56	30	56	24	64	120
	実利用者	7	5	7	4	8	10
保育所等 訪問支援	利用日数	2	0	2	1	2	0
	実利用者	2	0	2	1	2	0
医療型児童 発達支援	利用日数	1	0	1	0	1	0
	実利用者	1	0	1	0	1	0
障害児 相談支援	実利用者	2	1	2	1	3	3

資料：庁内資料

(2) 地域生活支援事業

サービス名		内容
理解促進研修・啓発事業、 自発的活動支援事業		市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい児・者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業
相談支援事業		障がい児・者の相談、虐待予防、権利擁護等を行う
成年後見制度利用支援事業、 成年後見制度法人後見支援事業		障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる障がい者が、同制度の利用に要する補助を受けやすくする。成年後見の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を作る
意思疎通支援 (コミュニケーション支援)事業・ 手話奉仕員養成研修事業		手話通訳者・要約筆記者を派遣する
日常生活用具給付等		ストマ用装具をはじめ生活に必要な様々な用具の給付を行う
移動支援事業		社会生活に必要な外出や余暇活動等の社会参加の際に、ガイドヘルプなどの付き添いなどを利用する
地域活動支援センター強化事業		障がい者が介護などを受けながら作業や趣味の活動を行う場であり、余暇活動や創作的活動などを行う
任意事業	日中一時支援	日中家族が介護できない時に障がい児・者を一時的に施設で介護する
	訪問入浴サービス	歩行が困難等の事情により居宅での入浴が困難な在宅の重度障害者(児)の居宅を訪問し、浴そう車にて入浴介護を行う
	自動車改造費助成	操行装置及び駆動装置の改造に要する費用を助成する

日常生活用具給付等の排せつ管理支援用具の給付等件数、日中一時支援の利用回数は、平成27年度から平成28年度で、実績値が計画値を上回っています。また、移動支援事業の延利用時間では、計画値を下回っているものの、平成27年度から平成28年度で延利用時間は増加しています。

地域生活支援事業

区 分	単 位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	有	実施	有	実施	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	有	実施	有	実施	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	4	3	4	3	4	3
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	—	—	—	—	—	—
	住宅入居等支援事業	実施の有無	—	—	—	—	—	—
成年後見	成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	0	1	0
	成年後見制度法人後見	実施の有無	—	—	—	—	検討	検討
意思疎通支援等	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	1	0
	手話通訳者設置事業	実利用者数	—	—	—	—	—	—
	手話奉仕員養成研修事業	修了者数	1	3	1	1	1	1
日常生活用具給付等	介護・訓練支援用具	給付等件数	1	1	1	0	1	0
	自立生活支援用具	給付等件数	0	0	0	2	0	0
	在宅療養等支援用具	給付等件数	0	2	0	0	1	1
	情報・意思疎通支援用具	給付等件数	0	0	0	1	1	0
	排せつ管理支援用具	給付等件数	67	76	67	108	67	121
	居宅生活動作補助用具	給付等件数	0	0	0	0	0	1
移動支援事業	延利用時間	790	544	790	571	810	363	
	実利用者	7	6	7	5	8	4	
地域活動支援センター強化事業		—	—	—	—	—	—	
地域活動支援センター	か所数	1	3	1	1	2	1	
	実利用者	1	2	1	1	2	1	
任意事業	日中一時支援	利用回数	180	299	200	336	200	384
		実利用者	3	4	4	3	4	3
	訪問入浴サービス	利用日数	30	0	30	0	30	0
		実利用者	1	0	1	0	1	0
	自動車改造費助成	実利用者	0	0	0	0	1	0

資料：庁内資料

3 障害者福祉計画の評価及び課題

障がい児・者施策を展開するにあたっては、地域全体や高齢者・児童等を含むあらゆる住民の抱える生活課題を一体的に解決していくことができるよう、障がい児・者に関わる機関のみならず関係機関と連携し、取り組んでいきます。

(1) 啓発・広報

本村では、「障がい者と家族のつどい」にて、平成27年度より『キラリとびしまのびのび体操～座位バージョン～』を実施し、参加者全員で一緒に身体を動かす機会の提供や村社会福祉協議会において、平成29年2月に開所した障害者相談支援事業所「希望（のぞみ）」の紹介ブースを設け、周知・啓発を図りました。

また、民生委員協議会定例会では、さくら作業所の見学や、村の療育に関する講話を行うなど、障がい分野について民生・児童委員の方と連携を図っています。

ニーズ調査では、障がいのある人への差別や偏見が「あると感じている」という声が多いことから、教育や医療の現場だけでなく地域のあらゆる場所での障がいへの理解を広めることが重要です。障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

(2) 福祉サービスの充実

ニーズ調査では、「どんな障害福祉サービスがあるかわからない」「手帳取得時の相談先がわからない」といった声が多いことから、福祉に係わる団体や制度、窓口について、必要な人に情報が届く仕組みづくりの推進が必要です。障がいの専門相談窓口である、村社会福祉協議会障害者相談支援事業所「希望」の更なる周知・啓発、また行政窓口との連携を図り、各ライフステージに応じた適切な支援へ繋ぐことが重要です。

将来の生活意向として在宅をはじめ、住み慣れた地域での生活を望む人の割合が高くなっています。多様化、増加する福祉ニーズへの継続的な対応が必要です。また、生涯を通じた本人・家族のサポートや環境の整備が求められています。

(3) 保健・医療の充実

平成 29 年度から、村療育教室「きらきら教室」について週 5 日開所し、クラスを細分化することで、保育士、療育指導員等の専門スタッフによる、きめ細かな支援を行っています。また、保健センター保健師、発達心理士等と連携を図り、一層丁寧な療育支援に取り組んでいます。

ニーズ調査では、子どもの発達のことによって困ったときに保健センターや医療機関など専門機関に相談をする人が多くなっており、療育教室として「親子のかかわり方を学べる場」が求められています。保健・医療・保育・教育について、障がい児をはじめ、各ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

村では、子育て支援センターを平成 30 年 4 月に開設予定です。子育ての総合的な支援の場として、安心・安全な遊び場であるとともに、他の親子との交流の中で情報交換や子育ての相談を担うとともに、療育教室では、生活習慣の知識を身につける環境として同センター内に整備し、様々な専門職が連携を図ることとしています。

また、障がいのある方が施設入所や長期入院生活から在宅での暮らしへ移行する場合に必要な支援について「医師の往診」の割合が高く、医療ケアが必要な障がい児・者などさまざまな障がいに対応できる専門性の高い支援体制や状況に応じたきめ細かな対応が必要です。

(4) 生活環境の整備（情報バリアフリーを含む）

本村では、障がいのある人の外出を支援する「心身障害者福祉タクシー料金助成」を継続実施しており、利用者数は増加傾向です。また、弥富市・蟹江町と共同で手話奉仕員養成研修事業を開催しており、村の手話奉仕員登録者数も徐々に増えています。

さらに、既存の障がい福祉サービスだけでなく、村独自の生活支援制度を求める声も多く、特に外出の支援や見守り・声掛け、買い物など、高齢者分野にも共通するニーズが浮かび上がっています。

障がいのある人が地域のなかで社会参加できるよう、情報や生活支援等の充実を図るとともに、社会的障壁除去のために、情報アクセシビリティの向上等社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上が必要です。

そして、障がい福祉、高齢者福祉等各分野が一体となり支援体制の充実に取り組んでいくことが重要です。

※情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、不自由なく誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるようにすること

(5) 生活の安定と自立支援

村営小規模授産施設「さくら作業所」では、利用者ニーズに応じ、平成 29 年 4 月から送迎サービスを開始しました。利用者の障がいの多様化等により、特性に合った個別の支援が重要です。また、居住の場であるグループホームの整備に向けて、海部南部障害者自立支援協議会から「生活の場プロジェクトチーム」を立ち上げました。海部南部地域ニーズに応じたグループホームが設立されるよう、当事者ニーズ調査や事業所が抱える設立に向けた課題調査等を行いました。また、「グループホーム設立に向けた研修会」を開催し、事業所と当事者団体との意見交換を行い、いくつかの参加事業所において、設立について前向きな考えである旨、確認することができました。

ニーズ調査では、「雇用支援や就労支援」を充実してほしいという割合が高いことから、障がいの特性や個々の状況に応じた多様な就労の場や、就労支援、働きやすい環境づくりが必要です。また、仕事を続けるために望むことは「障がいを理解してくれること」の割合が高く周囲の理解促進を図ることも重要です。

また、障がいのある方の中には、調理・掃除・ゴミ出し等の家事手伝いや、話し相手等の簡単な手助けであれば自分にも出来ると考えていることが明らかになりました。支援を受けるだけでなく地域で支え合うことで、新たな交流が生まれ、相互の生きがいに繋がります。障がい分野だけでなく、高齢者・児童分野等と一体的に、日常生活支援の仕組みづくりを目指します。

(6) 保育・教育の充実

村保育所・保育園、学園（小学部・中学部）において、保育士の加配や障がい特性に応じた特別支援学級を設置し、保育、学校教育を行っています。

また、障がい児の放課後や休日等の活動の場として、児童発達支援や放課後等デイサービス等、相談員と連携しながら障がい児の特性に応じた事業所の利用へ繋いでいます。

今後も障がいの特性に応じた保育・教育ができる体制づくりを強化していくことが必要です。

(7) 文化・スポーツ活動の推進

本村では、障がいのある方の社会参加を促進するため、芸術鑑賞会や温水プールの入場料を減額しています。

障がいの種別や程度に関係なく、誰でも気軽に文化・スポーツを親しむことができるよう、関係部署、福祉団体等と連携し、情報の収集と提供や、環境整備に向けた取組が必要です。また、文化・スポーツの参加は、障がいのある人の生きがいでだけでなく、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、積極的に参加できる環境づくりが重要です。

(8) 安心・安全

緊急時に、障がいのある方がすみやかに通報することで、日常生活上の不安を軽減し、円滑な救助・援助を行う「緊急通報システム事業」を実施しています。

また、福祉団体の要望を受け、村北拠点避難所の見学会を開催し、避難所の機能や備蓄品の確認・説明、障がい特性に応じた非常持ち出し品準備の必要性等を周知しました。

災害発生時に自力で避難できない人が多いことから、障がいの特性に応じた避難支援だけでなく、避難後の支援体制づくりが必要です。また、災害時の対応は、日頃からの地域のつながりが大切であり、周囲の住民等が連携・協力して障がい者の安心安全を守っていくことが重要です。

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 障がい福祉サービス

1) 訪問系サービス

現在、村内では居宅介護、重度訪問介護、同行援護それぞれで1事業所がサービスを提供しています。また、行動援護、重度障害者等包括支援の事業所は村内にはありません。

今後は、サービス利用者が増え、あるいは利用回数が安定するなど利用量が増加していくことが見込まれます。そのため、サービスの必要な方が必要な時に利用できるよう、訪問系サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

■サービスの概要

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅を訪問して介護や家事援助など必要な援助を行うサービスで、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の5つのサービスが含まれます。

① 居宅介護

居宅における入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅における入浴、排せつ、食事、外出時の移動支援等を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、危険を回避するために必要な援護や外出時の支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度の障がいにより介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

見 込 量

【第5期計画サービス量の見込み】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	利用者数／月	2	2	3
	時間／月	35	35	40

【サービス確保のための方策及び今後の方向性】

- アンケートやグループインタビュー等の調査からは、介助者の高齢化に伴い、地域において障がいのある人の在宅生活を支えるヘルパー等の訪問系サービスが、ニーズとして表れています。
今後、入院・入所者等の地域移行も進む中で、サービス利用は増加していくことが考えられます。
- 引続き、村内や近隣のサービス事業者により利用者の状況に応じたきめ細かなサービスを提供できるよう利用体制の整備を図ります。
また、サービス事業者のサービスの質の向上を図るよう働きかけ、日頃から情報共有等を通じて連携しながら人材の育成にも努めます。

2) 日中活動系サービス

現在、日中活動系サービスを提供する事業所は村内にはありません。

近年、特に就労のサービス利用者が増加しており、障害のある方の社会参加が進んでいることが伺えます。

就労移行支援や就労継続支援などのサービス提供体制の整備だけでなく、平成30年度から新設される就労定着支援を活用しながら、職場への定着を図る等きめ細かな支援に努める必要があります。

■サービスの概要

日中活動系サービスは、障がいのある人の日中の活動を支援するサービスで、通所により、必要な介護、訓練、支援などを施設において行うものです。

具体的には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び自立生活援助などのサービスが含まれます。

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、軽作業等の生活活動や創作活動の機会の提供を行います。

② 自立訓練

機能訓練は、身体障がい者等に、理学療法や作業療法などのリハビリ等の支援を行います。生活訓練は、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、日常生活に必要な訓練並びに相談及び助言等の支援を行います。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識や能力向上のために必要な訓練などを行います。

⑥ 就労定着支援（平成 30 年度新設事業）

一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所を訪問することで、障がいのある人や企業を支援します。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院と合わせて、機能訓練や介護及び日常生活上の支援を行います。

⑧ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

見 込 量

【第 5 期計画サービス量の見込み】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人／月	7	7	7
	人日分	147	147	147
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	0	0
	人日分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人／月	0	0	0
	人日分	0	0	0
就労移行支援	人／月	1	1	1
	人日分	20	20	20
就労継続支援（A型）	人／月	2	2	3
	人日分	40	40	63
就労継続支援（B型）	人／月	7	7	8
	人日分	112	112	138
就労定着支援	人／月	0	0	1
療養介護	人／月	1	1	1
短期入所（福祉型）	人／月	1	1	1
	人日分	7	7	7
短期入所（医療型）	人／月	0	0	1
	人日分	0	0	7

【 サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性 】

- アンケートやグループインタビュー等の調査からは、就労を継続するために、職場における障がいの理解を求める声が多くなっています。
また、特に知的障がいや精神障がいの方の就労サービス利用が増加していることから、サービス利用者の増加と多様なニーズに対応できるよう、就労機会の拡大に向け事業所の体制整備に努めます。
- 住み慣れた地域での生活を見据え、障がい者本人やご家族の意向を的確に捉え、障がいの状態に応じて、適切なサービスへの移行を図るなど、各サービスとの円滑な連携を図ります。
- 新規事業者の参入を促すとともに、近隣のサービス提供事業者と連携し、ニーズに合った見込量の確保に努めます。

3) 居住系サービス

現在、居住系サービスを提供する事業所は村内にはありません。

地域移行が進む中、また親亡き後を見据えて、障がいのある方の生活を考えると、今後居住系サービスの利用増加が見込まれます。

住み慣れた地域で安心して生活するために、施設整備を進める際には、地域住民の理解を深めることも重要です。

■サービスの概要

居住系サービスは、障がいのある人の住まいの場に関するサービスです。主に夜間に、施設や共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うもので、共同生活援助及び施設入所支援の2つのサービスが含まれます。

① 自立生活援助（平成 30 年度新設事業）

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が一人暮らしを希望する人の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日などに、共同生活を行う居宅において、相談や日常生活上の援助を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事等の援助を行います。

見 込 量

【第 5 期計画サービス量の見込み】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人／月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	2	2	3
施設入所支援	人／月	6	6	5

【 サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性 】

- アンケートやグループインタビュー等の調査からは、障がいのある方の将来の生活として、共同生活できる環境が障がい者本人・家族にとって安心であり、現在のライフスタイルを維持できるよう、近隣地域での施設整備が強く求められています。

また、住民意識調査においても、自分の身近な地域に障がい者施設が整備されることに関して、約半数が前向きな考えであることが明らかになりました。

- 海部南部障害者自立支援協議会において、近隣地域共通の重点課題である「生活の場の確保」に向けて、グループホームの誘致・整備に取り組んでいます。今後も引き続き、障がい理解を深めるための啓発や、事業者との情報共有・協議等を重ねていきます。

4) 相談支援

現在、村内では計画相談支援を1事業所で行っています。

サービス利用者が年々増加傾向にある中で、本人・家族のニーズを適切に把握し支援をするために、相談支援事業者や専門人材確保等、支援体制の充実を図る必要があります。

■サービスの概要

相談支援は、適切なサービス利用を支援するための「計画相談支援」、地域生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、地域生活が安定するよう、24時間対応の相談等支援を行う「地域定着支援」の3つがあります。

① 計画相談支援

障がい者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

② 地域移行支援

施設や病院に長期入所等している人が、地域生活に移行できるよう居宅の確保や地域生活の準備などの地域移行支援を行います。

③ 地域定着支援

施設や病院に長期入所等していた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡、相談等の地域定着支援を行います。

見 込 量

【第5期計画サービス量の見込み】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	3	3	3
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

【 サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性 】

- 利用者の状況に応じたサービスが提供できるよう、近隣のサービス提供事業者等関係機関との連携を強化し、相談支援体制の整備、人材の確保・育成、サービス内容の充実に努めます。
- 地域移行支援・地域定着支援について、引続き、施設や医療機関等と広域で連携を図り、利用者の状況に応じたサービス提供に努めます。

2 障がい児福祉サービスの見込量

(2) 障がい児福祉サービスの見込量

1) 障がい児通所支援サービス等

現在、村内では障がい児福祉サービスを提供する事業所はありません。

障がい児の子育てを行いながら就労を続けたいと希望するなど、障がい児の保護者のニーズが多様化しており、放課後等デイサービスの利用者・利用量は増加しており、今後も引き続き増加することが見込まれます。

そのため、サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

■サービスの概要

① 児童発達支援

未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

② 放課後等デイサービス

学校に通学している障がい児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

④ 障害児相談支援

障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援など）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等のために外出が著しく困難な障害のある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置していきます。

見 込 量

【第1期計画サービス量の見込み】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者数／月	0	0	1
	延日数／月	0	0	1
医療型児童発達支援	利用者数／月	0	0	0
	延日数／月	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数／月	6	6	7
	延日数／月	42	42	56
保育所等訪問支援	利用者数／月	0	0	1
	延日数／月	0	0	1
障害児相談支援	利用者数／月	2	2	3
居宅訪問型児童発達支援	利用者数／月	0	0	0
	人日分／月	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーター	配置人数	0	1	1

【 サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性 】

- アンケートやグループインタビュー等の調査からは、障がい児の各ライフステージにおける切れ目ない支援が強く求められています。

今後も、発達支援、保育・教育、社会交流など様々なサービス利用は増加していくことが考えられます。
- 引続き、村内や近隣のサービス事業者により、障がい児・保護者の状況に応じたきめ細かなサービスを提供できるよう利用体制の整備を図ります。

また、関係機関と連携し、サービスの質を確保するための方策を検討します。
- 重症心身障がい児等に対応した事業所については、施設や医療機関等と広域で連携を図り、利用者の状況に応じたサービス提供に努めます。
- 福祉、保健、医療、教育等の関係機関による総合的な支援体制の構築を図り、乳幼児期から成人期まで、計画的かつ一貫性をもった切れ目ない支援に取り組めます。

2) 子ども・子育て支援

① 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備においては、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を整備します。

② 障がい児の子ども・子育て支援等の利用量の見込みと提供体制

障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み及びその提供体制については、『飛島村子ども・子育て支援事業計画』において、平成31年度末までの、障がい児も含めた、子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を定めていることから、『飛島村子ども・子育て支援事業計画』との整合性を確保し、協議・調整しながら進めていきます。

【第1期計画サービス量の見込み】

(単位:人)

区分	障がい児数見込み		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	16	16	21
認定こども園	7	7	8
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	2	2	2

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、各自治体が利用者の状況に応じて柔軟にサービスを提供するものです。地域生活支援事業の中には、障害者総合支援法の規定により必ず実施しなければならない事業（必須事業）と、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために各自治体が任意に実施することができる事業（任意事業）があります。

1) 必須事業

障がいのある人の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けた事業の充実が必要であり、村内外におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めて行くことが求められます。

■サービスの概要

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して、障がい者等の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

③ 相談支援事業

相談支援事業は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等にも対応した一般的な相談支援を行うもので、障害者地域自立生活支援センター及び精神障害者地域活動支援センターにおいて相談業務を実施するとともに、地域自立支援協議会を活用し、関係機関の連携強化に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用が有効と認められる知的障がいのある方、又は精神障がいに対して、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、成年後見制度の利用を支援します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

在宅の心身に重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に社会参加等のための支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

見 込 量

【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画サービス量の見込み】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
	市町村相談支援機能強化事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）	実施の有無	—	—	—
	住宅入居等支援事業	実施の有無	—	—	—
成年後見	成年後見制度利用支援事業	実利用人数	0	0	1
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討
意思疎通支援等	手話通訳設置事業	件数	—	—	—
	手話通訳者派遣事業	件数	0	0	1
	要約筆記者派遣事業	件数	0	0	1
	手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	修了者数	1	1	1
日常生活用具給付等	介護・訓練支援用具	件数	1	1	1
	自立生活支援用具	件数	0	1	2
	在宅療養等支援用具	件数	0	1	2
	情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	1
	排泄管理支援用具	件数	128	148	168
	居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	0	0	1
移動支援事業	利用者数/年		4	4	4
	延利用時間数/年		360	360	360
地域活動支援センター事業	箇所数		1	1	1
	利用者数人/月		1	1	1

【 サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性 】

<理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業>

- ・ 障がいへの理解を促進するために、小学校・中学校での福祉学習や、イベントの際に『キラリとびしまのびのび体操』を実施する等、障がいに関する情報提供、啓発、交流等に努めます。
- ・ 障がい児・者団体の支援や、障がい者ボランティア活動への支援・助成等を今後も継続します。

<相談支援事業>

- ・ 障がいに関する相談窓口の周知及び、気軽に相談できる体制整備を図ります。
- ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員と情報共有を行うなど連携を図り、適切な支援につなげます。
- ・ 多面的な相談支援をするために、「海部南部障害者自立支援協議会」において検討会・勉強会等を企画し、支援の充実を目指します。

<成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業>

- ・ 成年後見制度の理解と活用を進めるための普及啓発や市民後見人の養成等、社会福祉協議会始め、関係機関等と連携を図ります。

<意志疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業>

- ・ 手話通訳者、要約筆記者の派遣について、(社)愛知県聴覚障害者協会へ委託し、意思の疎通を図ることが困難な障がいのある人のコミュニケーション支援を継続実施します。
- ・ 近隣市町村と合同で、手話奉仕員養成研修を継続実施します。

<日常生活用具給付等事業>

- ・ 障がい特性に合わせて適切な日常生活用具の給付に努めます。また、今後も近隣の市町村と連携・調整を行いながら、品目の選定や給付期間の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人の地域生活への移行が進むことに合わせ、需要の拡大に応じたサービス量の拡充を図ります。

<移動支援事業>

- 移動支援事業の周知に努め、事業者と情報共有し、利用希望者の障がい特性に合わせたサービス提供に努めます。

<地域活動支援センター機能強化事業>

- 障がい者の自立と社会参加を支援するため、地域活動支援センターの周知・利用促進を図ります。

2) 任意事業

訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業など一定の利用量が見込まれます。そのため、サービスの必要な方が必要な時に利用できるよう、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業などの提供体制の充実を図る必要があります。

■サービスの概要

① 訪問入浴サービス事業

介護保険制度のサービス対象に該当しない65歳未満の重度身体障がい者で通常の方法で入浴が困難な方の居宅に巡回入浴車を派遣し、入浴介助を行います。

② 日中一時支援事業

日中、サービス提供事業者などにおいて障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

③ 自動車改造費助成事業

身体に障がいのある人が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助します。

見 込 量

【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画サービス量の見込み】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所	0	0	1
	利用実人数	0	0	1
	延日数/年	0	0	30
日中一時支援事業	利用実人数	3	3	4
	利用回数/年	340	340	372
自動車改造費助成事業	利用実人数	0	0	1

【 サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性 】

- 訪問入浴サービス事業については、入浴サービスが可能な生活介護施設の状況等を勘案しながら、十分なサービス提供を行うことができるよう努めます。
- 日中一時支援事業については、近隣のサービス提供事業者などとの連携により、事業を推進します。今後の利用希望者の動向をふまえ、十分なサービス提供を行うことができるよう努めます。
- 自動車改造費助成事業については、適切な支給決定を行うとともに、予算の確保を図ります。

3 平成 32 年度における目標値

(1) 施設入所者の地域生活移行

国の指針では、平成 32 年度末における地域生活移行の成果目標を設定するに当たり、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行し、施設入所者数を平成 28 年度末時点から 2%以上の削減を設定するよう求めています。

本村では、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成 32 年度末における地域移行数を設定します。

項目	数値	設定の考え方
施設入所者数	6 人	平成 28 年度末現在の施設入所者数
施設入所者の削減数	1 人	平成 32 年度末時点における施設入所者数を、平成 28 年度末時点から削減する人数
地域生活移行者数	5 人	施設入所者数のうち平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、平成 32 年度までに「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」及び「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

本村は、近隣自治体の動向も踏まえ、協議・調整を図り設置に向けて検討します。

項目	目標値	設定の考え方
地域包括ケアシステムの構築	近隣自治体と共同設置	平成 32 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」、「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

本村は、近隣自治体の動向も踏まえ、整備に向け協議・調整を重ねていきます。

項目	目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	近隣自治体と共同で1か所	平成32年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、平成28年度末における利用者数から2割以上増加させることとされています。

また、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることとされています。

さらに、就労定着支援事業による1年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上にすることとされています。

項目	実績値	目標値	設定の考え方
一般就労移行者数	0人	1人	平成32年度末までに福祉施設から一般就労へ移行させる人数
就労移行支援事業利用者数	0人	1人	就労移行支援事業を平成32年度末までに利用させる人数
就労移行率	0%	30%	就労移行支援事業所を平成32年度末までに就労移行させる割合
職場定着率	-%	80%	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、平成 32 年度末までに各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村又は市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも 1 か所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

本村は、村内にサービス提供事業所がないため、近隣自治体の動向も踏まえ、協議・調整を図り設置等に向けて検討します。

項目	目標値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	近隣自治体と共同で 1 か所	平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを設置する数
保育所等訪問支援	近隣自治体と共同で実施	平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
児童発達支援事業所の確保	近隣自治体と共同で 1 か所	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する数
放課後等デイサービス事業所の確保	近隣自治体と共同で 1 か所	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する数
医療的ケア児支援のための協議の場	設置	平成 30 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

1 計画実施の留意点及び推進体制の概要

(1) 国・愛知県・関係機関との連携

本計画を推進していくためには、本計画の成果目標の達成に向けて着実に取り組みをすすめることが必要です。取り組みを推進するにあたって、国・愛知県及び近隣市町村との連携を図りながら、推進を図ります。

(2) 計画の推進体制の充実

①サービスの適正な利用促進

障がい福祉サービスの内容や利用方法の周知・啓発を図り、支援が必要な人がサービスを適切に利用できるよう支援します。また、海部南部障害者自立支援協議会をはじめとする広域的な関係機関や相談機関と連携・協力しながら、障がいのある人とその家族への相談支援と情報提供に積極的に取り組み、障がいのある人のニーズの把握と問題解決に努めます。さらに、必要なサービスが適切かつ円滑に行われるよう、サービス提供事業者を支援するほか、本村へのサービス提供事業者の誘導に努めます。

②住民への周知啓発

障がい児・者が地域で自立し安心して暮らすためには、地域住民の障がいや障がい児・者への理解が欠かせません。学校や地域における福祉・人権教育やボランティア活動など、世代や障がいの有無に関わらず、地域住民との交流を図ることで、村民一人ひとりの理解促進につなげます。

③苦情相談体制の充実

本村のような小さな地域では、日常的に利用可能なところに立地する障がい福祉サービスの事業所数が限られており、事業所の選択肢が少ないことから、苦情などの相談が難しいとの構造的問題があります。海部南部障害者自立支援協議会、愛知県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会などと協力しながら、福祉サービスに関する利用者などからの苦情に対応します。

④庁内連携体制の強化

今回の調査を通じて浮かび上がった、本村の課題やニーズは、障がい福祉分野だけでなく、子ども・高齢者分野等においても共通するものがあります。特に日常生活支援や多世代交流等のニーズについて、各分野の連携強化を図り、一体的に施策を推進していきます。

⑤子育て支援センターを拠点とした障がい児支援体制の整備

平成30年4月に開設予定の子育て支援センターを、総合的な子育て支援の拠点として、様々な専門職・関係機関と連携を密に図りながら相談支援体制の強化、早期療育の充実を目指します。

⑥飛島村障害者福祉計画策定委員会

本計画の進捗状況は、飛島村障害者福祉計画策定委員会により点検・評価し、次回の計画改定に反映します。

⑦海部南部障害者自立支援協議会との連携促進

弥富市、蟹江町、飛島村と共同で運営している海部南部障害者自立支援協議会で、社会情勢の変化を念頭に、地域における障がい福祉施策の実現に向けた課題の解決に努めます。

運営会議において、個別の支援会議で確認したケース等の対応や地域の現状・課題等について、地域の関係者と定期的に会議を開催し、情報共有を図るとともに、自立支援協議会の運営の方向性や地域づくりの戦略を協議します。

また、全体会において、地域におけるニーズ、課題等を共有し、協議及び調整等を行い、地域としての基本的な方針や施策提案等について、協議会全体として意思確認を行います。

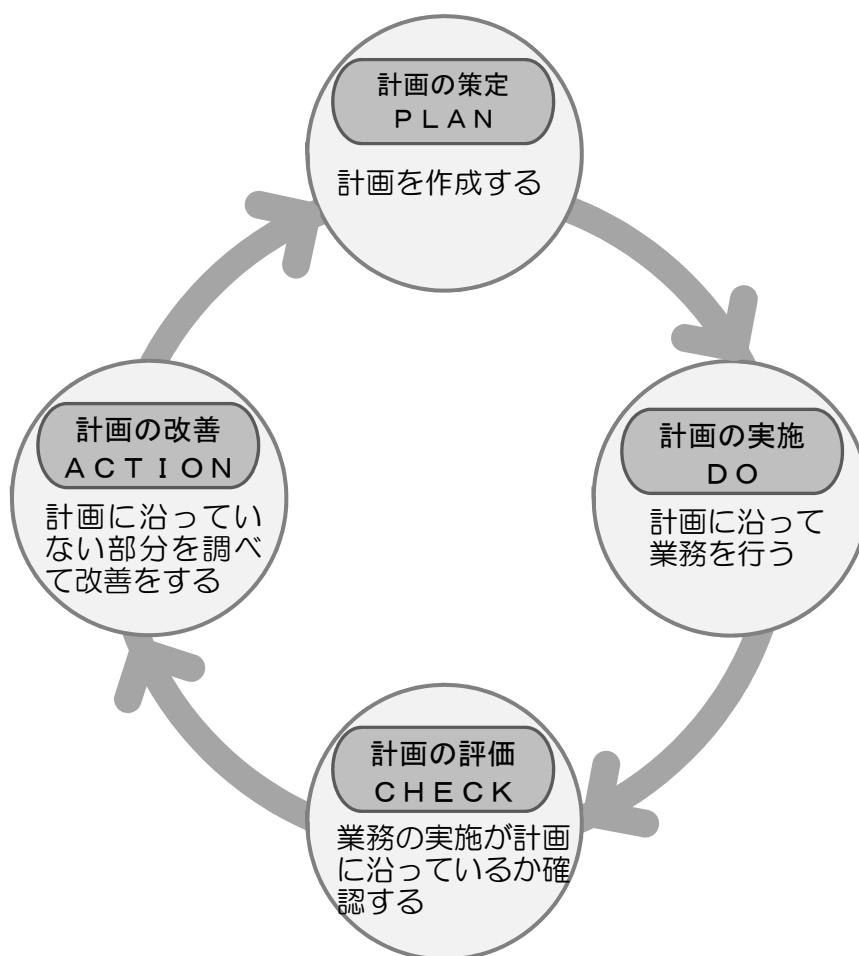
2 障害福祉計画推進へのPDCAサイクルの活用

本計画の円滑・着実な実行のために、「PDCA サイクル」に基づき、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理の点検及び評価を行います。

本村では各年で、実施（Do）した内容を把握、評価（Check）し、自立支援協議会等に報告の上、意見を聞き、必要があると認める時は、事業体制や内容の改善（Action）等を行います。

また、その結果については、村民及び関係者へ向けて広報等を通して公表していきます。

また、計画の見直しにおいては、計画全体の進行管理や評価を適切に行い、その結果を次期計画に反映して、施策等の一層の充実に努めていきます。



※ PDCAサイクル
P = PLAN（プラン）…具体的な施策など
D = DO（ドゥ）…実行
C = CHECK（チェック）…点検・評価
A = ACTION（アクション）…改善